

財務 VOL.56

パートさんの給与収入に係る「三つの壁」

『〇〇さんの給与が年間△△万円以下になるように、上手く調整するよい方法はないでしょうか？』

年末が近くなりますと、パートさんの給与につき、先生方から上記のようなご相談を頂くことが多くございます。「**103万円**」や「**130万円**」といった金額をご存知の先生方も多いと思われませんが、当該金額にはどのような意味があるのでしょうか？また、**税金や社会保険料の負担が増える**という話も耳にしますが、「誰の」負担が「どのくらい」増えることになるのでしょうか？

今回は、パートさんの税金や社会保険料の負担を考えるにあたって参考となる「**三つの壁**」の話をごさせて頂きます。ご本人にとっての影響がどれほどのものかをご理解頂ければ幸いです。

※以下、各種計算につきましては全て、大阪市在住、ご主人(サラリーマン)の年間の給与収入550万円、お子様はなしという条件設定で行っております。

第一の壁：100万円の壁

パートさんが最初に負担する税金は、給与収入が年間100万円(※)を超えると課税される「**住民税**」です。

ただし、第二の壁：103万円の壁を超えなければ、**他の負担(所得税や社会保険料)は生じませんし、ご主人の税負担も変わりません**。下記の計算をご確認下さい。

※市町村によっては93万円・97万円の場合もあります。

- (1) 給与収入が年間100万円の場合
ご主人の税金・社会保険料 約114万円
奥様の税金 0円
世帯の手取額 $550 + 100 - 114 = \mathbf{536万円}$
- (2) 給与収入が年間103万円の場合
ご主人の税金・社会保険料 約114万円
奥様の税金 7,500円
世帯の手取額 $550 + 103 - 114 - 0.75 = \mathbf{538万円}$

税負担の増加がそれほど大きなものではないことがお分かりでしょうか。つまり、この壁は**それほど問題にならない**といえます。

第二の壁：103万円の壁

次にパートさんが負担する税金は、給与収入が年間103万円を超えると課税される「**所得税**」です。また、103万円を超えますと、ご主人の税金の計算において扶養から外れるため、**ご主人の税負担が増える**こととなります。

ただし、103万円を超えた場合であっても、通常はご主人の税負担を軽減する別の制度(**配偶者特別控除**※)が適用できますので、**ご主人の税負担が急激に増えることはありません**。下記の計算をご確認下さい。

※詳細については、財務 VOL.19 『「103万円」という「扶養の壁」ってホント?』をご覧ください。

(1) 給与が年間103万円の場合
世帯の手取額 **538万円**(「第一の壁」参照)

(2) 給与が年間108万円の場合
ご主人の税金・社会保険料 約114万円
奥様の税金 約2万円
世帯の手取額 $550 + 108 - 114 - 2 = \mathbf{542万円}$

税負担がそれほど増加していないことがお分かりでしょうか。

ただし、**ご主人の勤務先から「家族手当」等の支給があり、その要件が「配偶者の給与収入が年間103万円以下」といった場合には、税負担とは全く別の話になります**。つまり、**ご主人の給与収入額が大幅に減少する可能性**がありますので、くれぐれもご注意ください。

第三の壁：130万円の壁

最後にパートさんが負担するものとして、給与収入+通勤費の合計額が年間130万円以上となった場合にご自身で納付する「**社会保険料**」があります。

下記の計算では、給与収入が20万円以上増えているにも関わらず、ご本人の社会保険料負担の増加により、世帯の手取額はほとんど増えません。

- (1) 給与が年間108万円の場合
世帯の手取額 **542万円**(「第二の壁」参照)
- (2) 給与が年間132万円の場合
ご主人の税金・社会保険料 約118万円
奥様の税金・社会保険料 約20万円
世帯の手取額 $550 + 132 - 118 - 20 = \mathbf{544万円}$

ただし、ご主人が**国民健康保険に加入**されている場合(自営業者等)は、注意していただく必要はありません。

※国民健康保険の場合、世帯収入の合計額によって保険料を計算しますので、「**130万円の壁**」は**問題になりません**。

【まとめ】

- ご主人に「**家族手当**」等の支給があり、その支給基準が「**配偶者の給与収入が年間103万円以下**」である場合
- ご主人が**国民健康保険加入でない**場合

この2つのケースに関しましては、パートさんの年間の給与収入額に注意せざるを得ません(それぞれ1.「103万円の壁」、2.「130万円の壁」)が、**それ以外のケースにおける「三つの壁」**につきましては、年間の給与収入額が**少々超えたとしてもそれほど不利益となる影響はありません**。

むしろ、上記2つのケースに該当しないかぎり、パートさんには目一杯働いて頂くことが、医院にとっても、またご本人にとってもよろしいかと存じます。